

回 覧

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

◎ 納税に関するお知らせ

1 2 月は固定資産税・都市計画税 第3期
国民健康保険税 第7期の納期月です。

納税は早めに済ませましょう！

納期限：1 2 月 2 7 日(月)

○ 1 2 月の日曜納税相談窓口

収納課では、市税の納税相談窓口を下記のとおり開設しますのでご利用ください。(市税・国民健康保険税の納付はできますが、上下水道使用料等の取り扱いはできませんのでご了承ください。)

- ・日 時 1 2 月 1 2 日(日) 午前 1 0 時 ~ 午後 4 時
- ・場 所 松阪市役所 収納課窓口

※振興局および出張所では開設しません。

問い合わせ先 松阪市役所 収納課 TEL 5 3 - 4 0 2 1

◎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料に関するお知らせ

◆新型コロナウイルス感染症による減免制度◆

新型コロナウイルス感染症により事業収入等が前年の3割以上減少する見込みなど一定の条件を満たす方は、保険税(料)の減免制度があります。

※申請期限：令和4年3月31日(対象となる方はお早めに申請してください。)

【問い合わせ先】

- ・国民健康保険税に関すること . . . 保険年金課 国民健康保険係 53-4048
- ・後期高齢者医療保険料に関すること . . . 保険年金課 高齢者保険係 53-4092
- ・介護保険料に関すること . . . 介護保険課 保険料係 53-4090

市税・国民健康保険税の納付書を利用し 現金以外の様々な方法で納付できます

1. インターネットを利用してクレジットカードで納付する方法

納付方法

インターネットの専用サイトにアクセスをし、納付書の「納付番号」「確認番号」と「クレジットカード情報」を入力し納付を行います。
ご利用方法の詳細はYahoo! 公金支払いのサイトでご確認ください。

Yahoo!公金支払い

<https://koukin.yahoo.co.jp>



決済手数料

納付金額	決済手数料	備考
～10,000円	50円 + 消費税	決済手数料は納付額が10,000円までは50円 + 消費税、それを超える部分に対して10,000円ごとに100円 + 消費税が加算されます。
～20,000円	150円 + 消費税	
～30,000円	250円 + 消費税	
以降10,000円 増えるごとに	100円 + 消費税 ずつ加算	

2. スマホアプリを利用して納付する方法

納付方法

スマホアプリをダウンロードして、納付書のバーコードを読み取り納付を行います。
ご利用方法の詳細は、それぞれのサイトでご確認ください。

PayPay



[https://paypay.ne.jp/event/
bill-payment/](https://paypay.ne.jp/event/bill-payment/)

LINE Pay



[http://pay-blog.line.me/archives/
74562305.html](http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html)

PayB



<https://payb.jp>

決済手数料

手数料は無料です。

注意事項

- 期別（納付書1枚）ごとに納付手続きが必要です。口座振替のように継続的に手続きされるものではありません。
- 領収証書は発行されません。また、納税証明書について、クレジットカードによる納付は約1か月後、スマホアプリによる納付は2営業日後でなければ発行できません。お急ぎの場合は松阪市の機関、松阪市指定の金融機関、コンビニエンスストア等で現金納付してください。
- 松阪市の機関、金融機関の窓口、コンビニエンスストアではクレジットカードやスマホアプリで納付することはできません。
- 次の納付書は利用することができません。
 - 納付期限を過ぎた納付書
 - 納付金額が訂正された納付書
 - クレジットカード納付の場合：納付番号と確認番号が記載されていない納付書
 - スマホアプリ納付の場合：バーコードが印字されていない納付書、破損や汚損で読み取れない納付書

お問い合わせ先

松阪市役所 収納課

電話(0598)53-4021